令和６年度品川区成年後見制度地域連携ネットワーク協議会

令和６年７月２５日

**＜委員長あいさつ＞**

【委員長】　　ネットワーク協議会は年に１回と非常に貴重な機会です。品川区の成年後見のネットワークについて御意見があれば、忌憚のないところをお伺いしたいと思います。

　後ほど、国の動向として、今、大きく転換するような兆しも見えますので、それについてお話ししたいと思います。限られた時間ですが、いろいろな意見をお伺いして、品川区の成年後見の議論について前に進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**＜報告事項について＞**

【事務局】　　まず、報告事項「（１）協議会の位置付けについて」から「（４）第４期品川区地域福祉計画」について、御報告させていただきます。

　資料１「協議会の位置付けについて」を御覧ください。品川区成年後見制度地域連携ネットワーク協議会でございますが、令和３年９月に要綱を設置いたしまして、令和４年６月に第１回協議会を開催しております。今年度は、３回目の開催となります。年に１回の開催でございますので、改めまして、この協議会協議会の主な機能について確認をさせていただきたいと思います。

　まず１つ目、品川区の成年後見制度施策の進捗状況を把握し、中核機関のチェック機能を担うという点がございます。

　２つ目、権利擁護支援チームに対するサポートというものがございまして、困難ケースを抱える後見人等に対する法律、福祉の専門的助言を行っていただく場にしていただけたらと考えております。

　最後、３つ目、後見活動団体を含む交流会との連携を図っていくという機能がございます。この協議会で品川区における課題の共有、それから推進策の検討を行っていただきたいと考えております。

　続きまして、資料２「品川区成年後見制度利用促進基本計画で推進する取組状況一覧」を御覧ください。こちらは昨年度１年間の事業の進捗状況をまとめたものです。記載内容が多いので、２つの事業を選びまして御説明をさせていただきたいと思います。

　２ページのNo５を御覧ください。施策の柱「３成年後見制度の利用促進機能」のための施策として、「１後見人等候補者検討の実施」という記載がございます。取組内容としての「①後見人等候補者への支援」では、「申立書類の記載方法をはじめとして、後見人等候補者からの幅広い相談に対応している」という、日頃実施している取組を記載しております。

　また、「②後見人等候補者の選定」にも取り組んでおりまして、認知症高齢者等の判断能力が不十分な人に対しまして適切な支援を行うため、制度の周知や相談対応を行い、制度の利用促進を行ったということで、区長申立てのうち、高齢者ケースを３２件、障害者ケース６件、合計３８件、昨年度１年間の実績についても記載させていただいております。

　評価としては、「制度の周知のための説明会・研修会等の回数を増やすことで、認知症高齢者等の支援の体制整備を図ることができた」と記載させていただいております。

　次に、４ページのNo11を御覧ください。施策の柱「４後見人等支援機能」のための施策として「５報酬助成事業の円滑な運用」と記載がございます。取組内容として「成年被後見人が成年後見人に支払うべき報酬等に対する助成を行う。令和３年度までは原則として社会福祉協議会のみで助成を行っていた。令和４年度から後見人報酬及び監督人報酬について区で助成を行うこととなった」と記載しております。実績の件数でございますが、実績の件数を申立費用、後見人報酬、後見監督人報酬、後見活動経費、施設生活費の実績を記載してございます。

　評価（成果・課題）のところには、「成年被後見人等の成年後見人等の報酬の全部または一部を助成することで、成年後見制度の利用促進を図ることができた。今後はその他の費用に関する助成についても検討していく」と、記載させていただいております。この報酬助成に対しましては、次の報告事項（３）で、引き続き報告をさせていただきます。

　（３）令和５年度成年後見制度報酬助成実績につきまして資料３をご覧ください。成年後見制度申立て費用や後見人・監督人への活動謝礼としての報酬は、原則利用者本人が負担されるということとされています。資力のない方でも成年後見制度が利用できるよう、国から各自治体で助成制度の仕組みを構築するよう求められているところでございます。

　先ほど、資料２の取組状況一覧でも触れさせていただきましたが、品川区はこれまで高齢者対象の報酬助成については、主に成年後見制度の推進機関である社会福祉協議会が実施してまいりました。中核機関を整備したことに伴いまして、令和４年度より区で報酬助成を実施するようになりました。

　資料３に過去３年間の高齢者に対する報酬助成実績を記載しております。金額は毎年増加しておりまして、高齢社会の進行に加えて、高齢者の貧困が拡大傾向にあることから、今後も利用促進に係る支援を継続していきたいと考えております。

　また、令和４年３月に閣議決定されました、国の第２期成年後見制度利用促進基本計画におきましては、市区町村により報酬助成の実施状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事案が相当数あるとの指摘がなされ、市区町村には、報酬助成の対象として、広く低所得者を含めることや、市区町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬、並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることとされておりましたが、上の表に記載があるとおり、品川区では令和４年度より後見監督人に対する報酬助成を開始し、昨年度１年間では１４件、１６０万４,０００円の支給をしております。また、昨年度ですが、親族後見に対する助成も月額２万円以内、助成上限額の２４万円で開始したところでございます。申立て費用の助成や、その他報酬助成の上限額につきましては、下の表に記載しておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

　続きまして、資料４第４期品川区地域福祉計画について御報告いたします。品川区成年後見制度利用促進基本計画は、品川区地域福祉計画との整合性を重視し、また、品川区介護保険事業計画、それから品川区障害者計画など、関連する行政計画との調和を図りながら、令和３年度に策定した経緯がございます。

　計画期間が昨年度末に終了したことに伴い、計画策定当初の予定どおり、今年度改定された第４期品川区地域福祉計画をはじめとした各関連計画へ統合を行っております。したがいまして、品川区成年後見制度利用促進基本計画は、昨年度をもって計画終了となりました。今後、この協議会におきましては、資料２にありますように、各関連施策についての報告、協議を行っていくこととなります。私からはこれまでの説明となります。

　（５）令和５年度品川区成年後見制度地域連携ネットワーク交流会開催報告につきまして、中核機関運営業務の委託先になっております、品川区社会福祉協議会成年後見センターより御説明があります。よろしくお願いいたします。

【後見センター】　　では、後見センターより御報告をいたします。ネットワーク交流会につきましては、今年の１月に２回目の開催をいたしました。交流会は、後見活動を行っている団体にお集まりいただき、活動内容の紹介や課題の共有、解決策を話し合う場としております。

　第２回目は昨年の第１回目開催時に挙げられた意見で多かった、「お金の問題」と、「担い手不足」の２つのテーマについて深く掘り下げて議論を行いました。

　出席団体の特徴としまして、１から５と１０番の６団体は団体として後見活動を行っている団体です。一方で６番から９番までの４団体は、主に個人として後見活動を行っている団体となっております。

　「担い手不足」について上がってきた意見を御紹介いたしますと、ある団体は市民後見人養成講座を開催しており、そこの卒業生・修了生が会員になるため、定期的な確保はできているが、入れ替わりが多い。それから、団体Ｂについては、そういったものは特にやっていないので、知り合いに声をかけて、メンバーを募って、何とかやっているというような御意見もありました。

　また、「お金の問題」については、被後見人からの報酬付与少なく、非常に困っているという意見もありました。

　それから、団体Ｅですけれども、こちらは後見活動だけでは立ち行かないので、任意後見や生前事務委任など活動を広げて、何とか運営を成り立たせているというような現状もございました。

　お金の問題、人手不足の問題以外にも、品川区の市民後見人が活動する際には、専門職のサポート方法を考えたほうがいいのではないか。弁護士の方への随時相談など、サポートはあるが、さらに必要じゃないかというような意見もございました。

　また、後見人を付ける場合、マッチングのときや方針を決定する際に専門職の視点が入るのがいいのではないかというような御意見がございました。

**＜質疑応答・意見交換＞**

【委員長】　　このネットワーク協議会や交流会など、意見交流の場を設けたことによる成果や影響について、事務局はどのようにお考えでしょうか。

【事務局】　　ネットワーク協議会を年１回開催することで、品川区の成年後見制度に関わる様々な立場の方々が一堂に会し、全体の流れが見える場になっていると思います。

　また、交流会では実際に後見活動をしている各団体が、どういうことを課題として捉えているかという話合いが持たれているということで、品川区の成年後見をどう運営していくか、どうサポートしていくかというところを共有できるところが大きな成果なんじゃないかなというふうに思います。

【委員長】　　何か課題はありますか。

【事務局】　　先ほどの交流会報告で触れている、専門職のサポート方法の検討が必要ではないかというところでございますが、どのように専門職を巻き込んでいくかというところは、課題として認識しております。

【委員長】　交流会の報告がありましたけれども、それについては何か。

【後見センター】　　今までは、出席者団体から個々にお話を聞くことは多かったですが、いろんなところが、いろいろな悩みをお持ちになっている。それが共通できたというところに大きな意義があったかなと考えております。顔が見える関係が少しずつできてきたというのは、相談しやすいという雰囲気が醸成されたのかなと思っております。

【委員長】　　では、専門職の立場からいかがでしょうか。

【委員】　　サポート方法について、現実問題として、どういうふうに運用していくか。相談サポート体制が定期的で、決まったところで１か月に１回というやり方であれば、担当制などできると思いますが、突発的なサポート体制として必要となってくると、その担当をどうしていくかというところは課題があるかなというふうには思うので、運用の仕方を検討していただく必要はあるかなとは思っております。

　また、なるべく１人の専門職に負担にならないように運用していく方法も検討する必要があると思います

【委員長】　　委員、いかがですか。

【委員】　　交流会の開催報告やどんな話合いがなされたかというところを、もうちょっと詳しく、例えば後見人の方が受任してどんな苦労があったか、どういうときに専門職のサポートが必要なのか、どんな悩みを抱えておられるのかというようなことを、もうちょっと運営委員会に反映されるといいなと思いました。

【委員長】　　ありがとうございました。そういう意見を効率的に運営に反映させる、現時点でアイデアなり、方向性なりは考えておられますか。もう少し様子を見てからということでしょうか。

【事務局】　　まずは、こういう意見があるということを認識することから始めて、それに対して何ができるのかというのを、皆さんから御意見をいただいた上で考えていければと思います。

【委員】　　今、このネットワーク交流会の御報告を拝見していて思ったのですが、会員の入れ替わりがあるという団体Ａのところで、どういったことが原因で入れ替わりが多くなっているのかとか、あと、成年後見人の側にフォーカスしたときに、いろいろな悩みや何かをお持ちだと思うので、そういったところがもう少し分かると、サポートの方法というところにも何かアイデアがあるのではないかなというふうに感じました。

【委員】　　交流会の内容から、やはり課題としてあるのが担い手の確保とか、活動費の確保ということだろうとは思うのですが、具体的に活動している中での皆さんの様々な課題は、この会ではあまり出なかったのかというのが、ちょっと気にはなっております。

【委員長】　その辺りは。

【後見センター】　交流会そのものはまだ２回しかやっていないので、そこまで進化しておらず、長い目で見ていきたいなと思っております。顔の見える関係ができて、率直に言って構わないというような雰囲気をつくっていくことが、今求められていることと思っています。

【委員長】　　今、諸外国が様々な成年後見をやっていますが、私の見るところで、一番進んでいるのが、オーストリアです。クリアリングという制度を導入していて、成年後見を使う前に、どういうサポートが必要かというのを調べるのです。そして、成年後見を使う場合も、ここが必要ですということを決めて、裁判所に持っていって、裁判所が判定する。それが今の一番最先端のやり方です。日本も、将来的にはそんなことも考えたほうがいいかと。成年後見の必要ない人は、別の福祉制度を使って、どうしても成年後見が必要な人だけが成年後見を使って、それもこういう内容ですということを決めてやる。それについては、また後で補足します。じゃあ、お願いします。

【委員】　　担い手不足で確保が大変なのは、成年後見人に限らず、今人材不足で民生委員もなかなか成り手もいないし、保護司も少なくなっているし。どうやって、後見制度を利用する人に知らせるかというのも大事だと思います。あと、後見人になるには、結構ハードルが高いような気がしています。

【委員長】　　民生委員さんが実際に成年後見活動をするというのは、現状では難しいですか。

【委員】　　　我々の地域の民生委員で後見人になっている方は、僕は知らないです。今度、協議会で報告してみます。

【委員長】　　後見人としての活動は無理だとしても、何かネットワークの中で民生委員さん…。

【委員】　　後見人制度を利用したい方が民生委員に相談された場合に、つなげはします。その経験をすれば、民生委員も内容をよく理解できますが、なかなかそういう場面というのがないのではないかな。

【委員長】　　なるほど。その辺りも。

【委員】　　豊島区の人権擁護委員の中で民生委員も重ねてやっている方がいて、また、人数が少ないものですから、さらにその方が成年後見人もやっているというのがあって、結構任務が重いと思うのです。幾ら社会貢献活動といっても、ある程度費用が出ないと。その辺の整備というのを本当に本格的に考えないと。

【委員長】　　民生委員という制度は、もともとドイツから来て、ドイツの民生委員というのは、実は成年後見人の活動とすごく近いのではないかと言われています。今の日本の現状ではなかなか難しいですが、民生委員と成年後見はこんな関係ですよとか、こんな場合に民生委員も役に立っているというようなお話が聞ければありがたいと思います。その前に、日本の民生委員の成り手が少なくなっているから。

【委員】　　今働いている人も増えて、協議会自体に参加されない人も。でも、そんなことは言っていられないので、やっぱりいなくてはならない。よろしくお願いします。

【後見センター】　　現場からの意見では、民生委員の情報提供って非常に有用で、民生委員が高齢者の方に月１訪問します。その関係から、役所には相談できないけど、民生委員に相談する、そこから成年後見につながる例はかなりあるものですから、直接民生委員が後見人になるのではなくて、情報提供することによって後見されるというのは、我々、肌で感じております。

【委員長】　　なるほど。民生委員からの情報がすごく貢献して、後見人にもいい活動をしてもらえるということで。

【事務局】　　地区によっては、後見人制度の学習会というか、勉強会をしている地区もあるので、そういったところが広がってくれば、後見人制度についても民生委員につながっていくのではないかなと。

【委員長】　　そうですね、そういうところにも民生委員に来ていただいて、忌憚のない話を、自分たちはここができるが、こういうことはできないというような話をしていただいて、前に進めればいいのかなと。ぜひ前向きに、よろしくお願いします。

【委員】　　分かりました。

【委員長】　　じゃあ、お願いします。

【委員】　　交流会について少し長い目で見ろというお話があったと思いますが、例えば半年ごとにもう一回やってみるとか、それから、法人後見をやっている５団体が似たような悩みを共有しているというところで、例えば法人後見をやっている団体での交流会をやってみるとか。

【委員長】　　まさにネットワークですね。市民後見は。

【委員】　　団体Ａの会員の入れ替わりが多いというのは、毎年養成講座を開催して入会していただいた方の中で、成年後見をやりたいと手を挙げた方に所定の研修をしてなってもらうという流れでやっているのですが、１件の案件が終わると、次の案件を断るケースが増えています。ですから、常に新しい人を入れて、新しい人を担当にしていくと、そういう感じになっています。登録メンバーは多いのですが、いざ、やってもらえませんかと言うと、ちょっとほかのことで忙しくてという感じです。

　それから、先ほど話があった民生委員と成年後見人ですけれども、うちの会員で成年後見をやっている人で、かつ、民生委員もやっている人が３名います。話を伺ってみると、毎月定期訪問して、主に独り暮らしの高齢者のところに行って、様子を見て来ると。いわゆる身上監護という部分は全く一緒だと。ただ、民生委員は財産管理ができませんけれども。やっていることは近いなというふうには思っていますので、民生委員の担い手は確かに足りないので、成年後見をやっている人が民生委員になればいいのではないかと。今は別々の仕組みになっているのを、民生委員の人が後見人をやるとか、後見人の人が民生委員をやるとか、そういうのもありなのかなというふうに感じております。以上です。

【委員長】　　市民後見人だけれども、現実には後見人になる方が少ないというのがありましたけれども、その一番の理由は何ですか。

【委員】　　ほかのことで忙しいというのが多いですね。例えば仕事をしているとか。あるいは、ほかの趣味ですね。もっと楽しいことがあって、そっちのほうに時間を使いたいといった理由ですね。

【委員長】　　何か、その中で工夫できるような気もしますけどね。

【委員】　　仕事じゃないので、やっぱり給料をもらえるほうに行っちゃうわけですね、どっちをやりましょうかといったときに。そういった部分もあるし、結構苦労しています。

【新井委員長】　　ドイツなんかだと、市民後見人さんの数、すごく多いです。大体、仕事を退職した方が、自分の生きがいとして社会貢献したいということでなる方がすごく多い。だから、そういう日本人もこれからどんどん出てくるし、そういう模範みたいなのを示していただければ、市民後見人の数も増えるのかなという気がしますけれども。

【委員】　　そうですよね。

【委員長】　　これからの活動に期待します。

【委員】　　いろんなボランティアにしても、役割にしても、民生委員になりますでしょう。そうすると、いろんな役をやってくれないかと来るんです。実際に仕事をしていない方だったら引き受けられるけど、今そういうのは難しいと思います。

　それと、後見人さんで１人の後見が終わった場合に、継続、また次の人にというと、断られるということでしたが、断る理由というのは何ですか。

【委員】　　やってみて、成年後見って何かと苦労があります。最初に受任したときの大変さ、それから、亡くなったときの大変さ、その最初と最後で非常に皆さん苦労されています。もちろん、サポートはありますが、そこのところで、もうやりたくないなあと、正直思っている人も多いのかなと。

【委員】　　そうした場合に、その人が無理だったら、さっき新しい人が担当するって言われましたけれども、新しい人自体、そうやってすぐ見つかるのですか。

【委員】　　養成講座で毎年１０人とか、それぐらいの方が入会していただいて、その中で大体半分ぐらいは成年後見をやりますと出てくださいます。そういう人は、自主的にやりたいということでおっしゃっているので、この案件をやってくださいというと、何も分からないで引き受けてくれます。それでお亡くなりになられて、案件が終了して次やってくださいませんかといったときに、以前はみんなやってくださいましたが、最近、それが厳しくなってきました。そこが、例えば１０年ぐらい前とちょっと環境が変わってきています。そういう意味で、成り手が。

【委員】　　１０年前とは大分違いますね、環境も。

【委員】　　そうですね、１０年前の会員の方は、ほかのこともやっていますけども、成年後見をメインで考えてくださっていました。今はメインになっていないです。仕事、アルバイトをやっているとか、そういうこともありまして、今の８０代ぐらいの人と、今の６０代の人は全然違います。６０代は今みんな働いていますので、その辺の環境の変化ということが、民生委員も含めて大きい、同じような状況だと思いますけれども。

【委員長】　　ありがとうございます。これ、非常に重要な点で、日本の国の在り方とも関連して、私の住んでいるところでも町内会というのは崩壊しつつあります。みんな入りませんというふうに言って、私は回覧板を配ったり、町内会費を集めたりというようなことをしていますけれども、やっぱりそこに住んでいる以上は、そういうことをするというのが、地域住民のネットワークとして重要だと思いますが、多くの人はそれを避けている。そういう雰囲気が日本にあります。

　だけど、ドイツはそうではなくて、いろんな人が成年後見、仕事が終わったら、少し市民後見人をやってみようかというふうになるのです。だから、国の在り方とも関連してくるので、一概にこうするべきだということは言えませんけども、私たちネットワーク協議会で、徐々に考えていって、次回もまた話題にしたいと思います。よろしくお願いいたします。最後、何か御意見、ありますか。

【事務局】　　今、「町内会」という本を読んでいまして、町内会の歴史からずっと書いてあって、どうあるべきとか。無関心層というか、自分の家だけで暮らしているという形を思っているけれども、いざ災害があったり、何かあったりしたときに、地域で助け合うというのを経験していないので、そういう形になっているのかなと思って。

　私も今６５歳ですが、飲み会の同級生が集まると、働いている人がほとんどだけど、リタイアした人が何をやるかというと、地域貢献という言葉が割と出てこないですね。自分でやりたい趣味をやるとか、もしくは、もっと資格を取ってほかのことをやりたいと言う。その辺、働いていると地域との接点がないので、男性陣は特に、その辺がどういうふうになれば、地域に目が向くのかなとか、そんなことを考えていました。

【委員長】　　ありがとうございました。先に進みたいと思います。

　「４国の動向等」について、私のほうから説明いたします。まず、成年後見法なのですが、これについては、国連の障害者権利委員会から日本の成年後見法は障害者権利条約に適合していないということで、バツ印をつけられたわけです。

　これについて、今、法務省のほうで成年後見の改正の議論をしていますけども、財産管理と、身上保護、２つに分けるとすると、財産管理のほうはほとんど議論が終わったような感じです。夏休み明けにでも、身上保護のほうに行くのではないかと思いますが、非常に速いペースで進んでいます。ただ、障害者権利条約との関係をどうするかというのは、まだまだ議論しなければいけないというふうに思っています。

　それから、厚生労働省に成年後見制度利用促進委員会というのがありまして、ここの議論としては、利用促進計画というのをつくっているわけです。その利用促進計画についても、国連の障害者権利委員会からバツ印を付けられました。厚生労働省の局長に直談判して話をして、品川のやっている方式は良いと、品川の方式を進めることでやりましょうということで合意しました。

ということで、国のほうの動向も、今非常に大きく動いている。

　さらに、厚生労働省は福祉関係の法律をつくって、そこで成年後見のいろんな事業を集約しようとする動きもあります。ただし、法務省の成年後見法と、厚労省の法律はどういう関係になるか不明確な状況です。

　今、制度自体が非常に激しく動いているというところです。だから、法務省も巻き込んで、厚生労働省も巻き込んで、内閣府も巻き込んで。でも、焦点は確実に品川のこれまで築いてきたところにフォーカスされていまして、私としては、ぜひ品川方式、これをベースに国も進めてほしいなということですので、このネットワーク協議会の役割もすごく重大じゃないかなと考えているところです。以上です。事務局から締めくくりの挨拶を。

【事務局】　　ありがとうございました。まず、１つ言えることは、ネットワーク協議会と、それから交流会もそうですが、３年前までは、こういう議論をする場もなかったということを考えると、大きな進歩だというふうに思っております。ただ、開催頻度が低いので、出た課題を解決して次につなげるまでに、１年後になってしまう。先ほど交流会が多いほうがいいのではないかとありましたが、何回もやるというのは、確かに時間的な問題などで難しいとは思うのですが、少し小慣れるまでは回数を増やして、課題を整理して解決することも含めて進めていかないと、やりっ放しにならないようにというところは、しっかり自覚していきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

次の委員会がまた来年度というところで、そこにつきましては、内部でもお話をさせていただいて、あと皆さんの御都合もお聞きした上で、決めていきたいと思います。

　それでは、以上で閉会とさせていただきます。今日は長い時間、ありがとうございました。

――　了　――